

令和4年度宮城県内部統制評価報告書

宮城県知事村井嘉浩は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮城県知事村井嘉浩は、宮城県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「宮城県内部統制基本方針」（平成26年6月2日制定、令和2年4月1日改定）を策定し、当該基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

宮城県においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「宮城県内部統制評価要領」で定める手続により、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

「全庁的な内部統制の評価」は様式1、「内部統制の業務レベル評価」は様式2のとおりで、評価対象期間中に内部統制の重大な不備を把握したため、宮城県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において、一部有効に機能されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

評価対象期間中に把握した内部統制の重大な不備は次のとおりです。

- ・ふるさと納税ワンストップ特例に係るデータ未送信
- ・児童養護施設等入所負担金の施行細則改正漏れに伴う不適切な事務処理
- ・特別障害者手当の支給に係る所得金額の算定誤り
- ・新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業に係る不適切な事務処理
- ・歳入歳出外現金及び歳計現金の不適切な管理
- ・私費会計の不適切な取扱い

これらの内部統制の重大な不備については様式3のとおり、不備の原因を分析した上で、是正に向けた取組を行っています。

令和5年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩